

## 平成25年度（又は 第8期） 決算公告

本店の所在地 東京都板橋区成増三丁目11番3号  
 会社名 エヌシーシー少額短期保険株式会社  
 代表取締役 中村 昌明

## 第1 貸借対照表の要旨

## 貸借対照表（平成26年 3月31日現在）の要旨

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

資 産	金 額	負債及び純資産	金 額
現金及び預貯金	45,887	保険契約準備金	7,912
有価証券	—	代理店借	2,756
有形固定資産	941	再保険借	29,736
無形固定資産	—	短期社債	—
代理店貸	9,682	社債	—
再保険貸	24,620	新株予約権付社債	—
その他資産	2,503	その他負債	3,909
繰延税金資産	—	退職給付引当金	—
供託金	10,000	役員退職慰労引当金	—
		価格変動準備金	—
		繰延税金負債	—
		負ののれん	—
		負債の部 合計	44,313

		資本金	50,000
		新株式申込証拠金	—
		資本剰余金	—
		資本準備金	—
		その他資本剰余金	—
		利益剰余金	△680
		利益準備金	800
		その他利益剰余金	△1,480
		繰越利益剰余金	△1,480
		自己株式	—
		自己株式申込証拠金	—
		株主資本合計	49,320
		<sub>1</sub> 他有価証券評価差額金	—
		繰延ヘッジ損益	—
		土地再評価差額金	—
		評価・換算差額等合計	—
		新株予約権	—
		純資産の部 合計	49,320
資産の部合計	93,633	負債及び純資産の部合計	93,633

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

注記事項は、特にありません。

(2) 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額

注記事項は、特にありません。

(3) 1 株当たりの純資産額（銭単位まで記載すること。）

49,319.78円

(4) 保険業法第 272 条の 18 において準用する同法第 113 条前段の規定により資産の部

に計上した金額がある場合は、その額  
注記事項は、特にありません。

(5) 保険業法施行規則第 211 条の 37 第 1 項第 3 号ロ(9)に規定する比率  
2,396.4%

(6) 契約者配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳  
注記事項は、特にありません。

(7) 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第 4 項若しくは第 165 条第 6 項において準用する同法第 91 条の規定による合併剰余金額  
注記事項は、特にありません。

(8) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象  
注記事項は、特にありません。

2 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

## 2 損益計算書の要旨

損益計算書  $\left[ \begin{array}{l} \text{平成25年 4月 1日から} \\ \text{平成26年 3月31日まで} \end{array} \right]$  の要旨

(少額短期保険株式会社)

(単位：千円)

科 目	金 額
経常収益	179,735
保険料等収入	156,592
保険料	88,056
再保険収入	68,536
支払備金戻入額	239
責任準備金戻入額	363
資産運用収益	5
その他経常収益	22,536

経常費用	193,063
保険金等支払金	95,303
責任準備金等繰入額	—
資産運用費用	—
事業費	97,580
その他経常費用	180
経常利益（又は経常損失）	△13,328
特別利益	—
特別損失	—
価格変動準備金繰入額	—
その他特別損失	—
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	△13,328
法人税及び住民税	660
法人税等調整額	—
法人税等合計	660
当期純利益（又は当期純損失）	△13,988

（記載上の注意）

- 1 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。  
当期純損失 13,987.84円
  
- 2 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。